



山形県公報

平成17年3月18日(金)
第1627号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県医療法施行細則の一部を改正する規則..... (健康福祉企画課) ...240

### 告 示

山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程..... (長寿社会課) ... 同

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程..... (農政企画課) ...241

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程..... ( 同 ) ... 同

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程..... ( 同 ) ... 同

家畜の検査の実施..... (生産流通課) ... 同

同..... ( 同 ) ...243

土地改良事業の計画変更の適当の決定..... (置賜総合支庁農村計画課) ... 同

農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知..... (森 林 課) ... 同

同..... ( 同 ) ...244

農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知..... ( 同 ) ... 同

道路の区域の変更..... (村山総合支庁建設総務課) ...245

県道の供用の開始..... ( 同 ) ... 同

道路の区域の変更..... (庄内総合支庁建設総務課) ... 同

県証紙売りさばき所の変更..... (出 納 局) ...246

### 公安委員会関係

#### 規 則

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則..... 同

山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則.....249

山形県公安委員会苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則..... 同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

政治団体の設立.....250

政治団体の届出事項の異動..... 同

政治団体の解散.....251

政治団体の収支報告書の要旨..... 同

同.....253

同.....254

資金管理団体の指定.....255

資金管理団体の届出事項の異動..... 同

人事委員会関係

規則

山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則..... 同

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(置賜総合支庁企画振興課)...256

一般競争入札の公告.....(教育委員会)... 同

平成17年度獵銃等講習会の開催.....(公安委員会)...257

規 則

山形県医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月18日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第7号

山形県医療法施行細則の一部を改正する規則

山形県医療法施行細則(昭和41年10月県規則第73号)の一部を次のように改正する。

第2条中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 法第18条の規定による診療所に専属薬剤師を置かないことの許可をすること。

別記様式第1号第15項及び別記様式第5号第16項中

「滅菌手洗い」を「清潔な手洗い」に改める。

別記様式第12号中「山形県知事 殿」を「山形県知事 殿 (保健所長)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)
2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正する。
別表保健所長の項第1項中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。
(14) 法第18条の規定による診療所に専属薬剤師を置かないことの許可に関すること

告 示

山形県告示第216号

山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年3月18日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県医療給付事業補助金交付規程(昭和48年10月県告示第1424号)の一部を次のように改正する。

第3条中「4月30日」を「知事が別に定める日」に改める。

第4条中「当該年度の1月20日」を「知事が別に定める日」に改める。  
別表第2第2項第2号中「60円」を「55円」に改める。

附則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の山形県医療給付事業補助金交付規程の規定は、平成17年度分以後の補助金について適用する。

山形県告示第217号

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年3月18日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程(昭和48年6月県告示第796号)の一部を次のように改正する。

第4条の表中「年0.10パーセント」を「-」に、「年1.35パーセント」を「年1.25パーセント」に、「年0.50パーセント」を「年0.40パーセント」に改める。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第4条の規定は、平成17年2月21日から適用する。
- 2 平成17年2月21日前に貸し付けられた農業総合振興資金に係る利子補給補助金の額については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第218号

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年3月18日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程(平成4年6月県告示第729号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号口中「年2.85パーセント」を「年2.75パーセント」に改める。

第4条の表中「年0.10パーセント」を「-」に、「年1.35パーセント」を「年1.25パーセント」に改める。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条及び第4条の規定は、平成17年2月21日から適用する。
- 2 平成17年2月21日前に貸し付けられた園芸銘柄産地育成推進資金に係る利子補給補助金の額については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第219号

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年3月18日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程(平成5年9月県告示第1004号)の一部を次のように改正する。

第5条の表中「年0.6パーセント」を「年0.5パーセント」に改める。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成17年2月21日から適用する。
- 2 平成17年2月21日前に利子補給の承諾が行われた漁業後継者育成資金に係る利子補給率については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第220号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、家畜について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

平成17年3月18日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 実施の目的

牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病、馬の馬伝染性貧血、鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢並びにみつばちの腐蛆病の発生を予防するため、並びに牛のブルータンク、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため。

## 2 実施する区域

県内全域。ただし、3実施の対象となる家畜の種類及び範囲の項の表牛のブルセラ病及び結核病の検査の項第1項及び第2項に掲げる牛のブルセラ病及び結核病の検査並びに同表牛のヨーネ病の検査の項第1項及び第2項に掲げる牛のヨーネ病の検査にあつては、鶴岡市、新庄市、寒河江市、東根市、東村山郡山辺町、西村山郡西川町、同郡大江町、北村山郡大石田町、東置賜郡川西町、西置賜郡小国町、同郡白鷹町、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡三川町及び西田川郡温海町の区域

## 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるものとする。ただし、牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病の検査にあつては、生後6ヶ月未満の牛を除く。

| 区 分                                             | 家 畜 の 種 類 及 び 範 囲                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 牛のブルセラ病及び結核病の検査                                 | 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛<br>(第4項に該当するものを除く。)<br>2 前項の牛と同一施設内で飼養している牛(次項及び第4項に該当するものを除く。)<br>3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛<br>4 前項の牛と同一施設内で飼養している牛                                                                                                             |
| 牛のヨーネ病の検査                                       | 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛<br>(第4項から第6項までに該当するものを除く。)<br>2 前項の牛と同一施設内で飼養している牛(次項から第6項までに該当するものを除く。)<br>3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛(第5項及び第6項に該当するものを除く。)<br>4 前項の牛と同一施設内で飼養している牛(次項及び第6項に該当するものを除く。)<br>5 共同牧野等に放牧する牛<br>6 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛で県外から移動したもの |
| 馬の馬伝染性貧血の検査                                     | 1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している雌馬<br>2 競技用馬及び乗用馬                                                                                                                                                                                                                     |
| 鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢の検査                         | 種卵を採取することを目的として飼養している鶏                                                                                                                                                                                                                                        |
| みつばちの腐蛆病の検査                                     | みつばち                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 牛のブルータンク、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査 | 実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認める越夏していない牛                                                                                                                                                                                                                            |

## 4 実施の期日及び場所

平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する期日及び場所

## 5 検査の方法

- (1) 牛のブルセラ病の検査にあつては、凝集反応検査、補体結合反応検査及び疫学的検査
- (2) 牛の結核病の検査にあつては、ツベルクリン皮内注射法による検査、疫学的検査及び臨床検査
- (3) 牛のヨーネ病の検査にあつては、酵素免疫測定法による検査、疫学的検査、臨床検査及び細菌検査

- (4) 馬の馬伝染性貧血の検査にあつては、寒天ゲル内沈降反応検査、疫学的検査及び臨床検査  
 (5) 鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢の検査にあつては、凝集反応検査  
 (6) みつばちの腐蝕病の検査にあつては、肉眼的検査及び細菌学的検査  
 (7) 牛のブルータンク、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査にあつては、血清学的検査

## 山形県告示第221号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、家畜の死体の所有者に対し、当該死体について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

平成17年3月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 実施の目的  
伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため
- 2 実施する区域  
県内全域
- 3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲  
月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体(家畜伝染病予防法第16条の規定によりと殺された場合及び家畜防疫員が病原体を散逸させるおそれがあると判断した場合を除く。)
- 4 実施の期日  
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで
- 5 実施の場所  
山形市大字中野字的場936番地(山形県家畜死体保冷保管施設)。ただし、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が別途指示した場合はその場所
- 6 検査の方法  
酵素免疫測定法による検査、ウエスタンブロット法による検査及び免疫組織化学的検査

## 山形県告示第222号

高畠町から土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第1項の規定により協議のあった土地改良事業計画の変更について、同条第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成17年3月9日その協議を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年3月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業変更計画書の写し(新田地区)
- 2 縦覧に供する場所  
高畠町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成17年3月24日から同年4月21日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第223号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成17年3月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 保安林予定森林の所在場所  
東置賜郡川西町大字玉庭字三滝沢6873、字小藁沢6898
- 2 保安林指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び川西町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第224号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成17年3月18日

山形県知事 齋 藤 弘

1 (1) 保安林予定森林の所在場所

最上郡真室川町大字大沢字矢ノ沢4320

(2) 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、択伐とする。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2 (1) 保安林予定森林の所在場所

最上郡舟形町舟形字小田山2679-2（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第225号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成17年3月18日

山形県知事 齋 藤 弘

1 解除予定保安林の所在場所

飽海郡遊佐町大字菅里字十里塚（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 保安林解除の理由

下水道事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林課及び遊佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年3月18日から同年3月31日まで縦覧に供する。

平成17年3月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形上山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長                 |
|--------------------------------------|------|----------------------|---------------------|
| 山形市大字黒沢字東屋敷際158番1から<br>同 字金瓶道269番2まで | 旧    | 10.0メートル<br>と<br>8.0 | 120 <sup>メートル</sup> |
| 同 上                                  | 新    | 78.3メートル<br>と<br>8.0 | 同 上                 |

山形県告示第227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年3月18日から同年3月31日まで縦覧に供する。

平成17年3月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 山形上山線
- 2 供用開始の区間 山形市大字黒沢字東屋敷際158番1から  
同 字金瓶道269番2まで
- 3 供用開始の期日 平成17年3月18日

山形県告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年3月18日から同年3月31日まで縦覧に供する。

平成17年3月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 湯田川羽前水沢停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長                 |
|--------------------------------------|------|----------------------|---------------------|
| 鶴岡市大字水沢字木ノ下198番1から<br>同 大字大広字山崎2番4まで | 旧    | 12.4メートル<br>と<br>6.6 | 402 <sup>メートル</sup> |
| 同 上                                  | 新    | 12.4メートル<br>と<br>6.6 | 同 上                 |
| 同 上                                  |      | 39.0メートル<br>と<br>8.0 | 386 <sup>メートル</sup> |

山形県告示第229号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年 4月県規則第34号）第15条第 1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

平成17年 3月18日

山形県知事 齋 藤 弘

| 売りさばき人の名称<br>及び代表者氏名          | 売 り さ ば き 所 の 所 在 地 |                 | 承 認<br>年 月 日 |
|-------------------------------|---------------------|-----------------|--------------|
|                               | 変 更 前               | 変 更 後           |              |
| 天童市農業協同組合<br>代表理事組合長<br>土屋 完治 | 天童市大字成生918番地        |                 | 平成17. 3. 7   |
|                               | 同 大字寺津3475番地        |                 |              |
|                               | 同 大字山元171番地         |                 |              |
|                               | 同 大字山口1972番地 3号     |                 |              |
|                               | 同 大字高揃南1588番地 1号    |                 |              |
|                               | 同 大字干布472番地 1号      |                 |              |
|                               |                     | 天童市老野森二丁目 1番 1号 |              |

**公安委員会関係**

規 則

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月18日

山 形 県 公 安 委 員 会  
委 員 長 吉 田 美 智 子

山形県公安委員会規則第 1号

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察の組織に関する規則（平成14年 3月県公安委員会規則第 1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第42条の 2」を「第43条」に改める。

第 6条の表中「高速交通機動隊」を「交通機動隊、高速道路交通警察隊」に改める。

第13条第 7号を削る。

第14条中第19号を第21号とし、第18号を第20号とし、同号の前に次の 1号を加える。

(19) 警察実務、術科その他の事項に係る職員の教養に関すること。

第14条中第17号を第18号とし、第16号の次に次の 1号を加える。

(17) 警察有線通信の使用管理（地域課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

第20条第 6号中「運用」を「運用（他の課の所掌に属するものを除く。）」に改める。

第34条及び第35条を次のように改める。

（交通機動隊の所掌事務）

第34条 交通機動隊の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 幹線道路等における機動警ら、自動車検問等を通じた交通の指導取締り及び交通事故発生時の初動措置に関すること。

(2) 速度違法自動取締装置等(高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する道路をいう。以下同じ。)に設置されたものを除く。)の運用に関すること。

(3) 犯罪捜査の初動措置その他の警察活動に関すること。

(高速道路交通警察隊の所掌事務)

第35条 高速道路交通警察隊の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 高速自動車国道における交通事故防止対策に関すること。

(2) 高速自動車国道における交通の指導取締りに関すること。

(3) 高速自動車国道における交通事故事件の捜査に関すること。

(4) 高速自動車国道における交通規制の実施に関すること。

(5) 速度違反自動取締装置(高速自動車国道に設置されたものに限る。)の運用に関すること。

(6) 犯罪捜査の初動措置その他の警察活動に関すること。

第37条に次の1号を加える。

(8) 全国農業青年交換大会警衛警備に関すること。

|         |       |               |                                                            |   |
|---------|-------|---------------|------------------------------------------------------------|---|
| 第39条の表中 | 会 計 課 | 監査室           | 第13条第1号に掲げる会計に関する事務のうち国費及び県費の出納に関する事務並びに同条第4号から第6号までに掲げる事務 | を |
|         |       | 総合交通安全センター整備室 | 第13条第7号に掲げる事務                                              |   |

|       |     |                                                            |    |
|-------|-----|------------------------------------------------------------|----|
| 会 計 課 | 監査室 | 第13条第1号に掲げる会計に関する事務のうち国費及び県費の出納に関する事務並びに同条第4号から第6号までに掲げる事務 | に、 |
|-------|-----|------------------------------------------------------------|----|

|  |          |                |   |
|--|----------|----------------|---|
|  | 犯罪被害者対策室 | 第14条第14号に掲げる事務 | を |
|--|----------|----------------|---|

|  |          |                |    |
|--|----------|----------------|----|
|  | 犯罪被害者対策室 | 第14条第14号に掲げる事務 | に、 |
|  | 教養推進室    | 第14条第19号に掲げる事務 |    |

|           |            |               |   |
|-----------|------------|---------------|---|
| 運 転 免 許 課 | 自動車運転免許試験場 | 第33条第2号に掲げる事務 | を |
|-----------|------------|---------------|---|

|           |                   |               |       |
|-----------|-------------------|---------------|-------|
| 運 転 免 許 課 | 自動車運転免許試験場        | 第33条第2号に掲げる事務 | に改める。 |
| 警 備 第 二 課 | 全国農業青年交換大会警衛警備準備室 | 第37条第8号に掲げる事務 |       |

第40条第1項の表中

|               |                |                                            |   |
|---------------|----------------|--------------------------------------------|---|
| 監 査 室         | 監査室長           | 上司の命を受け、監査室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。           | を |
| 総合交通安全センター整備室 | 総合交通安全センター整備室長 | 上司の命を受け、総合交通安全センター整備室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 |   |

|       |      |                                  |    |
|-------|------|----------------------------------|----|
| 監 査 室 | 監査室長 | 上司の命を受け、監査室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 | に、 |
|-------|------|----------------------------------|----|

|          |           |                                       |
|----------|-----------|---------------------------------------|
| 犯罪被害者対策室 | 犯罪被害者対策室長 | 上司の命を受け、犯罪被害者対策室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 |
|----------|-----------|---------------------------------------|

を

|          |           |                                       |
|----------|-----------|---------------------------------------|
| 犯罪被害者対策室 | 犯罪被害者対策室長 | 上司の命を受け、犯罪被害者対策室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 |
| 教養推進室    | 教養推進室長    | 上司の命を受け、教養推進室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。    |

に、

|            |             |                                         |
|------------|-------------|-----------------------------------------|
| 自動車運転免許試験場 | 自動車運転免許試験場長 | 上司の命を受け、自動車運転免許試験場の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 |
|------------|-------------|-----------------------------------------|

を

|                   |                    |                                                |
|-------------------|--------------------|------------------------------------------------|
| 自動車運転免許試験場        | 自動車運転免許試験場長        | 上司の命を受け、自動車運転免許試験場の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。        |
| 全国農業青年交換大会警衛警備準備室 | 全国農業青年交換大会警衛警備準備室長 | 上司の命を受け、全国農業青年交換大会警衛警備準備室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 |

に改め、同条第2

項の表中

|  |     |                             |
|--|-----|-----------------------------|
|  | 訟務官 | 上司の命を受け、第15条第4号に掲げる事務を整理する。 |
|--|-----|-----------------------------|

を

|         |           |                                                     |
|---------|-----------|-----------------------------------------------------|
|         | 訟務官       | 上司の命を受け、第15条第4号に掲げる事務を整理する。                         |
| 生活安全企画課 | 生活安全企画調査官 | 上司の命を受け、第19条第1号から第4号までに掲げる事務に関する調査事務を処理し、関係事務を整理する。 |

に、

|         |         |                                                                          |
|---------|---------|--------------------------------------------------------------------------|
| 運転免許課   | 交通聴聞官   | 上司の命を受け、第33条第6号に掲げる事務を整理する。                                              |
| 高速交通機動隊 | 交通機動指導官 | 上司の命を受け、第34条第1号(幹線道路等における交通の指導取締りに限る。)及び第2号に掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。 |

を

|       |       |                             |
|-------|-------|-----------------------------|
| 運転免許課 | 交通聴聞官 | 上司の命を受け、第33条第6号に掲げる事務を整理する。 |
|-------|-------|-----------------------------|

に、

「上司の命を受け、第37条第6号及び第7号に掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。」

を

「上司の命を受け、第37条第2号及び第5号から第7号までに掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。」

に改

める。

第41条第1項中「及び高速交通機動隊」を「、交通機動隊及び高速道路交通警察隊」に改める。

第42条の2、第46条の2及び第46条の3を削る。

第47条第1項及び第48条第2項中「及び教養推進室」を削る。

別表第1第1号中

|       |      |       |
|-------|------|-------|
| 上山警察署 | 新丁交番 | 上山市新丁 |
|-------|------|-------|

を

|       |        |           |
|-------|--------|-----------|
| 上山警察署 | 駅前交番   | 上山市矢来一丁目  |
| 天童警察署 | 天童西部交番 | 天童市交り江四丁目 |

に、

|   |       |           |       |
|---|-------|-----------|-------|
| 「 | 駅前交番  | 酒田市幸町一丁目  | を     |
|   | 光ヶ丘交番 | 酒田市光ヶ丘二丁目 |       |
| 「 | 駅前交番  | 酒田市幸町一丁目  | に改め、同 |
| 」 |       |           | 」     |

表第2号中

|   |       |          |         |       |
|---|-------|----------|---------|-------|
| 「 | 天童警察署 | 山口警察官駐在所 | 天童市大字山口 | を     |
|   |       | 蔵増警察官駐在所 | 天童市大字蔵増 |       |
| 「 | 天童警察署 | 山口警察官駐在所 | 天童市大字山口 | に改める。 |
| 」 |       |          |         | 」     |

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第40条第2項の表の改正規定中生活安全企画課生活安全企画調査官に関する部分は、平成17年3月24日から施行する。

（山形県道路交通規則の一部改正）

2 山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
 第33条の見出し中「高速交通機動隊長」を「高速道路交通警察隊長」に改め、同条中「山形県警察本部交通部高速交通機動隊長」を「山形県警察本部交通部高速道路交通警察隊長」に改める。

山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月18日

山 形 県 公 安 委 員 会  
 委 員 長 吉 田 美 智 子

山形県公安委員会規則第2号

山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察職員の定数の配分に関する規則（昭和34年9月県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

| 区 分     | 警 察 官 |     |                     | 計      | 事 務 吏 員、技 術 吏 員 其 他 の 職 員 | 合 計    | 備 考                                |
|---------|-------|-----|---------------------|--------|---------------------------|--------|------------------------------------|
|         | 警 視   | 警 部 | 警 部 補 長 巡 査 部 長 巡 査 |        |                           |        |                                    |
| 警 察 本 部 | 55人   | 90人 | 436人                | 581人   | 231人                      | 812人   | 警部補の総数は542人とし、<br>巡査部長の総数は560人とする。 |
| 警 察 署   | 33人   | 89人 | 1,244人              | 1,366人 | 129人                      | 1,495人 |                                    |

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

山形県公安委員会苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月18日

山 形 県 公 安 委 員 会  
 委 員 長 吉 田 美 智 子

山形県公安委員会規則第3号

山形県公安委員会苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則

山形県公安委員会苦情の処理に関する規則(平成13年5月県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第78条の2」を「第79条」に改める。

第4条中「第78条の2第2項」を「第79条第2項」に改める。

第5条中「第78条の2第2項各号」を「第79条第2項各号」に改める。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

山形県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成17年3月18日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

その他の団体

| 政治団体の名称  | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地        | 届出年月日           |
|----------|--------|----------|-------------------|-----------------|
| 高橋透後援会   | 菅原与喜夫  | 那須良太     | 飽海郡遊佐町大字吹浦字鳥崎27番地 | 平成<br>17. 1. 31 |
| 山口けい子後援会 | 山口桂子   | 土屋政浩     | 天童市久野本三丁目8-10     | 平成<br>17. 2. 1  |

山形県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成17年3月18日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

政 党

| 政治団体の名称    | 異動事項  | 内 容  |       | 届出年月日          |
|------------|-------|------|-------|----------------|
|            |       | 新    | 旧     |                |
| 自由民主党朝日町支部 | 会計責任者 | 長岡裕二 | 白田金次郎 | 平成<br>17. 2. 3 |

その他の政治団体

| 政治団体の名称          | 異動事項       | 内 容                |                     | 届出年月日           |
|------------------|------------|--------------------|---------------------|-----------------|
|                  |            | 新                  | 旧                   |                 |
| 長沼桂子後援会          | 主たる事務所の所在地 | 西置賜郡飯豊町大字萩生1567番地  | 西置賜郡飯豊町大字萩生1500-2番地 | 平成<br>17. 1. 6  |
|                  | 代 表 者      | 樋口哲郎               | 佐藤義明                | 平成<br>17. 1. 6  |
| ゆざ新樹の会 小野寺喜一郎後援会 | 主たる事務所の所在地 | 飽海郡遊佐町大字遊佐町字広表12-6 | 飽海郡遊佐町大字菅里字菅野22     | 平成<br>17. 1. 20 |

|            |       |       |       |                |
|------------|-------|-------|-------|----------------|
| 阿部誠後援会     | 代表者   | 菅原 諭  | 佐藤 武夫 | 平成<br>17. 1.25 |
|            | 会計責任者 | 阿部 俊雄 | 菅原 諭  | 平成<br>17. 1.25 |
| 金沢忠一後援会    | 代表者   | 佐藤 齊  | 高橋 一夫 | 平成<br>17. 2. 1 |
| 前田利一後援会連合会 | 会計責任者 | 土田 富夫 | 鈴木 繁  | 平成<br>17. 2. 2 |
| 遠藤幸一後援会    | 代表者   | 安達 平助 | 鈴木 清一 | 平成<br>17. 2. 4 |
|            | 会計責任者 | 竹田 敏和 | 菅 勝   | 平成<br>17. 1.30 |
| 阿部孝義後援会    | 代表者   | 柴田 忠男 | 奥山 博司 | 平成<br>17. 2.10 |
| わゆう会       | 代表者   | 高橋 和雄 | 村上 恒昭 | 平成<br>17. 2.15 |

## 山形県選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。

平成17年3月18日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

政党

| 政治団体の名称        | 政治団体でなくなった理由 | 政治団体でなくなった年月日 |
|----------------|--------------|---------------|
| 自由民主党山形県地域振興支部 | 解散           | 平成17. 2. 4    |

その他の政治団体

| 政治団体の名称    | 政治団体でなくなった理由 | 政治団体でなくなった年月日 |
|------------|--------------|---------------|
| 安孫子市美夫後援会  | 解散           | 平成16. 8.18    |
| 三浦和雄後援会    | 解散           | 平成16.12.30    |
| 改革・前進の会    | 解散           | 平成17. 2. 1    |
| 元気な長井をつくる会 | 解散           | 平成17. 2. 1    |
| 武山会        | 解散           | 平成17. 2. 9    |

## 山形県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成16年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成17年3月18日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

(政党)

(その他の政治団体)

単位:円

| 政治団体の名称                          | 自由民主党山形<br>県地域振興支部 | 武山会       | 改革・前進の会   | 元気な長井をつ<br>くる会 |
|----------------------------------|--------------------|-----------|-----------|----------------|
| 報告年月日                            | 17. 2. 4           | 17. 1. 31 | 17. 2. 15 | 17. 2. 15      |
| 収入総額                             | 0                  | 306,386   | 209,920   | 8,214          |
| 前年繰越額                            | 0                  | 6,386     | 209,920   | 8,214          |
| 本年収入額                            | 0                  | 300,000   | 0         | 0              |
| 支出総額                             | 0                  | 298,316   | 209,920   | 8,214          |
| 本年収入の内訳                          |                    |           |           |                |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)             |                    |           |           |                |
| 寄附(内訳別掲)                         | 0                  | 300,000   | 0         | 0              |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                  |                    |           |           |                |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあつせんに係るもの) |                    | 300,000   |           |                |
| 政党匿名寄附                           |                    |           |           |                |
| 事業収入(内訳別掲)                       |                    |           |           |                |
| 交付金収入                            |                    |           |           |                |
| 借入金(内訳別掲)                        |                    |           |           |                |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの      |                    |           |           |                |
| 支出の内訳                            |                    |           |           |                |
| 経常経費                             | 0                  | 117,356   | 0         | 0              |
| 人件費                              |                    | 76,000    |           |                |
| 光熱水費                             |                    |           |           |                |
| 備品・消耗品費                          |                    | 41,356    |           |                |
| 事務所費                             |                    |           |           |                |
| 政治活動費                            | 0                  | 180,960   | 209,920   | 8,214          |
| 組織活動費                            |                    | 180,960   |           |                |
| 選挙関係費                            |                    |           |           |                |
| 事業費                              | 0                  | 0         | 0         | 0              |
| 機関紙発行事業費                         |                    |           |           |                |
| 宣伝事業費                            |                    |           |           |                |
| パーティー事業費                         |                    |           |           |                |
| その他の事業費                          |                    |           |           |                |
| 調査研究費                            |                    |           |           |                |
| 寄附・交付金                           |                    |           | 209,920   | 8,214          |
| その他の経費                           |                    |           |           |                |
| 資産等の有無                           | 無                  | 無         | 無         | 無              |

## 武山会

○寄附の内訳

(政治団体分)

寄附者の氏名・名称

金 額

住所・所在地

高志会

300,000円

東京都千代田区



## 山形県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成17年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成17年3月18日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠  
(政党) (その他の政治団体) 単位:円

| 政治団体の名称                          | 自由民主党山形<br>県地域振興支部 | 武山会     | 改革・前進の会 | 元気な長井をつ<br>くる会 |
|----------------------------------|--------------------|---------|---------|----------------|
| 報告年月日                            | 17.2.4             | 17.2.9  | 17.2.15 | 17.2.15        |
| 収入総額                             | 0                  | 208,070 | 0       | 0              |
| 前年繰越額                            | 0                  | 8,070   | 0       | 0              |
| 本年収入額                            | 0                  | 200,000 | 0       | 0              |
| 支出総額                             | 0                  | 208,070 | 0       | 0              |
| 本年収入の内訳                          |                    |         |         |                |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)             |                    |         |         |                |
| 寄附(内訳別掲)                         | 0                  | 200,000 | 0       | 0              |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                  |                    |         |         |                |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) |                    | 200,000 |         |                |
| 政党匿名寄附                           |                    |         |         |                |
| 事業収入(内訳別掲)                       |                    |         |         |                |
| 交付金収入                            |                    |         |         |                |
| 借入金(内訳別掲)                        |                    |         |         |                |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの      |                    |         |         |                |
| 支出の内訳                            |                    |         |         |                |
| 経常経費                             | 0                  | 173,167 | 0       | 0              |
| 人件費                              |                    | 126,000 |         |                |
| 光熱水費                             |                    |         |         |                |
| 備品・消耗品費                          |                    | 47,167  |         |                |
| 事務所費                             |                    |         |         |                |
| 政治活動費                            | 0                  | 34,903  | 0       | 0              |
| 組織活動費                            |                    | 34,903  |         |                |
| 選挙関係費                            |                    |         |         |                |
| 事業費                              | 0                  | 0       | 0       | 0              |
| 機関紙発行事業費                         |                    |         |         |                |
| 宣伝事業費                            |                    |         |         |                |
| パーティー事業費                         |                    |         |         |                |
| その他の事業費                          |                    |         |         |                |
| 調査研究費                            |                    |         |         |                |
| 寄附・交付金                           |                    |         |         |                |
| その他の経費                           |                    |         |         |                |
| 資産等の有無                           | 無                  | 無       | 無       | 無              |

武山会

○寄附の内訳

（政治団体分）

|           |          |         |
|-----------|----------|---------|
| 寄附者の氏名・名称 | 金 額      | 住所・所在地  |
| 高志会       | 200,000円 | 東京都千代田区 |

山形県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成17年3月18日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

| 届出者の氏名  | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地      | 代表者の氏名  | 届出年月日      |
|---------|---------|-----------|-----------------|---------|------------|
| 山 口 桂 子 | 天童市議会議員 | 山口けい子後援会  | 天童市久野本三丁目8 - 10 | 山 口 桂 子 | 平成17. 2. 1 |

山形県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成17年3月18日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 異 動 事 項 | 内 容         |              |
|-----------|---------|---------|-------------|--------------|
|           |         |         | 新           | 旧            |
| 菊 池 文 昭   | 山形市議会議員 | 公職の種類   | 山形市議会議員（現職） | 山形市議会議員（候補者） |

**人事委員会関係**

規 則

山形県人事委員会規則4 - 1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月18日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 古 澤 茂 堂

別表第1行政職給料表適用職の警察本部長の本部の項職級3の欄中「課 長」を

「課 長 に改め、研究職給料表適用職の警察本部長の本部の項職級3の欄中「科学捜査研究所長」を科学捜査研究所長」に改め、

別表第2警察官の職の警察本部長の本部の項職級3の欄中「高速交通機動隊長」を

「交 通 機 動 隊 長 に改め、警察官の職の警察本部長の警察学校の項職級3の欄中高速道路交通警察隊長」

「管 理 官 副 校 長 を 「管 理 官 副 校 長」 に改める。 教養推進室長」

## 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

## 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成17年3月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成17年3月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 レインボープラン市民市場虹の駅
  - (2) 代表者の氏名  
渡部 久雄
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形県長井市九野本873番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、長井市において、レインボープランが提唱する「地域循環」、「ともに」及び「土は命のみなもと」の三つの理念を基本として、まちとむら、生産者と消費者を食の安心安全でつなぐ地域内循環の公益的な拠点とし、また、長井市の「協働のまちづくり」の理念をふまえた、市民が参画する地域づくり事業の実践を通じ、地域が持つ優しさと豊かな未来を分かち合い、新しい生活文化や価値観の創成を図り、環境に配慮した住み良い活力に満ちた個性的で心豊かなまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県立高等学校校内LAN保守業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成17年3月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)
  - (2) 日 時 平成17年3月29日(火) 午前11時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務の名称及び数量  
山形県立高等学校校内LAN保守業務 一式
  - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで
  - (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
  - (2) 2の(1)の役務に関し、迅速な提供を行う体制が整備されていることを証明できること。
  - (3) 過去2箇年の間に当該業務と同種の業務について国の機関又は地方公共団体への納入実績があること。

- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県教育庁高校教育課庶務係  
電話番号023(630)3067
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。
- 7 その他
  - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書その他必要な書類を平成17年3月24日(木)午後3時まで提出すること。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 詳細については入札説明書による。

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成17年3月18日

山 形 県 公 安 委 員 会

委 員 長 吉 田 美 智 子

1 開催の日時、場所等

(1) 猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する講習会

| 年 月 日      | 時 間              | 場 所                  | 講 習 内 容                     | 手 数 料  |
|------------|------------------|----------------------|-----------------------------|--------|
| 平成17年6月24日 | 午前9時から<br>午後4時まで | 山 形 警 察 署            | イ 猟銃及び空気銃の所持に関する法令<br>3時間   | 6,800円 |
| 平成18年2月9日  |                  | 鶴 岡 警 察 署            |                             |        |
| 平成17年5月18日 |                  | 酒 田 警 察 署            | ロ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い<br>2時間 |        |
| 平成17年9月29日 |                  | 米沢市<br>ア ク テ ィ 米 沢   |                             |        |
| 平成17年8月24日 |                  | 新庄市<br>新 庄 市 民 プ ラ ザ |                             |        |
| 平成17年11月2日 |                  |                      |                             |        |

(2) 猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者に対する講習会

| 年 月 日      | 時 間 | 場 所              | 講 習 内 容 | 手 数 料 |
|------------|-----|------------------|---------|-------|
| 平成17年7月15日 |     | 山形市<br>山形国際交流プラザ |         |       |
| 平成18年1月18日 |     |                  |         |       |
| 平成17年7月20日 |     | 鶴 岡 警 察 署        |         |       |
| 平成18年3月8日  |     |                  |         |       |

|             |                          |                |                                                                  |        |
|-------------|--------------------------|----------------|------------------------------------------------------------------|--------|
| 平成17年6月9日   | 午前9時から<br>正 午まで          | 酒田警察署          | イ 猟銃及び空気銃の所持に<br>関する法令<br>2時間<br>ロ 猟銃及び空気銃の使用、<br>保管等の取扱い<br>1時間 | 3,000円 |
| 平成17年10月5日  |                          |                |                                                                  |        |
| 平成17年7月6日   |                          | 米沢市<br>アクティ米沢  |                                                                  |        |
| 平成17年11月9日  |                          |                |                                                                  |        |
| 平成17年6月16日  |                          | 新庄市<br>新庄市民プラザ |                                                                  |        |
| 平成17年11月24日 |                          |                |                                                                  |        |
| 平成17年11月18日 |                          | 村山警察署          |                                                                  |        |
| 平成17年5月10日  |                          | 南陽警察署          |                                                                  |        |
| 平成17年6月1日   |                          | 長井警察署          |                                                                  |        |
| 平成17年9月14日  |                          |                |                                                                  |        |
| 平成17年4月27日  |                          | 寒河江警察署         |                                                                  |        |
| 平成17年12月8日  |                          |                |                                                                  |        |
| 平成17年9月2日   |                          | 天童警察署          |                                                                  |        |
| 平成17年10月14日 |                          | 上山警察署          |                                                                  |        |
| 平成17年7月1日   |                          | 尾花沢警察署         |                                                                  |        |
| 平成17年8月9日   |                          | 温海警察署          |                                                                  |        |
| 平成17年7月28日  | 小国町<br>ショッピングセンター<br>アスモ |                |                                                                  |        |

2 受講の申込み

講習を受けようとする者は、「猟銃等講習受講申込書」1通(申請者の住所地を管轄する警察署の管轄区域外にある場所で講習を受けようとする場合は、2通)に、それぞれ所要事項を記載した上、写真1枚(申請者の住所地を管轄する警察署の管轄区域外にある場所で講習を受けようとする場合は、2枚)を添えて講習会の前日までに住所地を管轄する警察署に提出すること。